

日本内燃機関連合会 競争法コンプライアンス指針

第1章 総則

(目的)

第1条 日本内燃機関連合会（以下、当会）は、内燃機関に係る企業と団体から構成された任意団体である。当会は、事業活動を推進するにあたり、日本国における独占禁止法、および「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、ならびに諸外国の競争法（以下、あわせて競争法）を遵守し、公正かつ自由な競争を制限または阻害してはならない。ここに当会がこれからも広く社会から信頼され、健全な任意団体として存続、発展してゆくことを目的にこれを制定した。

(適用の範囲)

第2条 本指針は、当会が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、第1条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

第2章 情報交換に関する禁止事項

(重要な禁止話題)

第3条 当会の会議等またはその活動（懇親会等）において、次の情報を議題にしたり、当会の会員（以下、会員）同士で情報交換したり、話題にしたりしてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りではない。

- (1) 価格（価格構成、価格戦略を含む）またはその計画・見通し
- (2) 生産、販売、出荷に関する数量（能力、供給数量を含む）またはその計画・見通し
- (3) 顧客との取引・引き合いの内容（受注意欲や入札・受注状況または販売条件、品質保証条件を含む）または市場戦略
- (4) 会員各社が秘密事項とする設備・技術・製品開発またはその計画・見通し
- (5) 新規参入への対応策（既存事業者の排除策も含む）
- (6) 取引先の制限、市場分割、受注配分・受注予定者の決定、技術の開発または利用の制限、及び、その他競争法に抵触するおそれのある行為

第3章 会議等の運営

(議題事前確認)

第4条 当会職員は、会議の議題について競争法に違反するおそれのある内容が含まれていないか事前に確認しなければならない。

(会議開始時の対応)

第5条 当会職員又は議長は、会議冒頭において、全ての出席者ととも競争法及び本指針を遵守することを確認する。

(議事進行中の対応)

第6条 議長は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、議長は当該会議を直ちに終了し、当該終了事由を議事録に記録する。

2. 当会職員は、競争法上問題となるおそれがある発言がなされた場合、議長等に対してそのことを指摘し、発言者への発言の中止を求める等、議長の適切な議事進行を補佐する。
3. 議長又は当会職員は、競争法上問題となるおそれがある発言があった事実を、専務理事に報告するものとし、報告を受けた専務理事は、発言を行った者に対して注意喚起を行うなど適切な対応をとる。

(議事録の作成と管理)

第7条 会議に出席した当会職員又は議長は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、議事録は会議を所管する事務局が適正に管理し、保管する。

(懇親会等の対応)

第8条 当会職員は、懇親会に限らず、当会が主催した活動において競争法上問題となるおそれがある発言がなされた場合、直ちにその場の責任者に対してそのことを指摘し、発言者への発言の中止を求める等、その場の責任者の適切な運営を補佐する。当会職員またはその場の責任者は、その旨を専務理事に報告するものとし、報告を受けた専務理事は、発言を行った者に対して注意喚起を行うなど適切な対応をとる。

第4章 その他

(教育と研修)

第9条 専務理事は、当会職員に対して競争法コンプライアンスに係わる研修を行う等、各人の知識向上と意識改革に努める。

(本指針の周知)

第10条 当会は本指針をホームページに公開するなどの方法により、会員および当会職員への徹底を図る。

(本指針の改廃)

第11条 本指針の制定・改廃は運営委員会の議決によるものとする。

附則

本指針は2017年12月8日制定、同日より適用する。